



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	初期ヴァロア朝の「政治危機」について：「国王顧問会」と「身分制議会」
Author(s)	井上, 泰男
Citation	北海道大学人文科学論集, 3, 1-38
Issue Date	1964
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34276
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_PR1-38.pdf



初期ヴァロア朝の「政治危機」について

——「国王顧問会」と「身分制議会」——

井 上 泰 男

一、序 説

二、「危機」分析の政治社会学的方法

(1) 「国王顧問会」の概念・性格

(2) 「国王顧問会」の構成メンバー

三、「危機」の政治過程

(1) 一三四六・四七年の政治改革と三部会

(2) 一三五一～五六年の政治情勢

(3) 一三五六～五八年の顧問会と「パリの革命」

四、結 び

一、序 説

われわれはここ数年来、西洋国制史上の「身分制」の問題をテーマとする総合研究に参加してきたが、こと一四・五世紀のフランス史に則して云えば、先ず以て研究史の蓄積の意外の乏しさに困惑せざるを得なかったのである⁽¹⁾。議会制度史研究については古い伝統をもつイギリス学界はさて置いて、ドイツ学界と比較しても、このことは明瞭である。もともと「身分制国家」(Stände Staat)という概念自体がドイツ学界で提出されたものであり、一九三六年、

いらい『国際歴史学会議』の分科会として発足した『身分制議会史研究のための国際委員会』(Commission Internationale pour l'Histoire des Assemblées d'États)がとりあげ、公刊したフランスやベルギーの学者の綜括的あるいは個別的研究論文にしても、少なくともその理論的側面に関する限り、ドイツ学界の成果に負うところが大きいように思われる。⁽²⁾

こうした情況は、フランス学界の問題関心の在り方と密接に関係している。すなわち、フランス革命の民主主義的・共和主義的伝統を底流とするフランス史学においては、従来革命の対極としての「王政」^{モナルヒー}の理論的・実証的解明に圧倒的関心が集中し、このためか一三世紀のカペー朝の「封建王政」(monarchie féodale)⁽³⁾並びに一六世紀末以降のブルボン朝の「絶対王政」(monarchie absolue)に関する研究のはなばなしさに比べて、この両者の中間期にあたる一四・五世紀のヴァロア王政は、単なる「過渡期」としてしか扱えられず、研究史上の「不毛の世紀」とも云うべき観を呈してきた。

ところが、第二次大戦において、ドイツ軍の占領という深刻な体験をしたフランスの歴史家たちは、一四・五世紀における英仏百年戦争についても認識をあらたにし、ロベール・ブートリュッシュは、百年戦争期のボルドー地方の領主・農民関係を分析した克明なモノグラフを、⁽⁴⁾またエドゥアール・ペロアは百年戦争史そのものを、⁽⁵⁾何れもナチズムへの抵抗のさ中に執筆し、戦後いち早く公刊した。これらの研究は、他方で、ヨーロッパやわが国の学界で戦後活潑におこってきた「転換期」の問題意識、それに支えられた封建社会の「体制的危機」あるいは封建制から資本主義への移行の一劃期としての「封建的危機」といった問題系列の中で、とりわけ比較経済史的な方法で受けとめられ、消化されるに至ったことは、周知の事実である。⁽⁶⁾

従って、この時期の国制史的ないし政治史的研究に関する限りは、そのブラシクは、依然として余り埋められないままに今日に至ったわけである。

こうした学界の研究情況の中で、堀米庸三氏のあらわした中世後期のヨーロッパの綜括的な政治史の著述⁽⁷⁾を別とすれば、木村尚三郎氏の論文『古典的封建制から絶対制へ⁽⁸⁾』は、フランス身分制議會の研究にとつて、殆んど唯一とも云えるわが国での研究成果であつた。

*

木村論文は、「全国三部会」(États généraux)よりもむしろ「地方三部会」(États provinciaux)に眞の政治集會としての性格を見出し、それを通じての国王の「地方統一」の意義を強調する。すなわち、「地方の統一は、当時の国王の最終目標であり、また身分制議會の究極における歴史的役割である」と。この観点から、コルポラティストの「地方」重視の考え方に一面賛同しつつ、他方「同質的社団」としての各身分が、自らの権利擁護のために結集したものとして、地方三部会を考えることに反対する。木村氏によれば「身分は身分制議會においては基本的重要性をもちえず、またその同質的性格も否定されねばならない」ということになる。

ところで、この木村論文は、すぐれて構造的な発想にもとづいていたために、その発想の出発点にある木村氏の「古典的封建制」(féodalité classique)なる概念自体に論議が集中してゆき、この論文の主題をなす過渡期の政治・權力構造についての問題提起は、私の知る限り、成瀬治氏の最近の研究を除けば、必ずしも積極的に、あるいは生産的に、とりあげられなかった。このことは一面、近時わが国の西洋中世国制史研究の上に、ドイツ学界の新学説がまきおこした旋風にも比すべき動向とも関連している⁽⁹⁾。

然し木村論文は、より広い視野から多角的に検討されるべき多くの重要な問題を内包しているのである。例えば、身分制議會の存在そのものが前提する「一元的な国家權力」の主張から、古典的封建制下の curia と、身分制議會の本質および歴史的機能を峻別された点、「身分」の概念をコルポラシオンすなわち「同質的社団」としての身分として厳密に規定した上で、その存在を否定されている点、身分制国家と絶対制国家とを段階的に区別し、後者に官僚制

近代国家のイメージをかなり強く投影されている点、などがそれである。ここではこうした問題に深く立入ることはできないが、われわれの主題に関連して次の二点を指摘しておきたい。

すなわちその第一は、木村氏にあつてはモナルシーの側からする身分制的（Ⅱ地方的）権力の把握・克服という一面のみが強調された結果、モナルシーの政治・権力機構自体に内在している身分制的要素を見出そうとする方向が閉ざれてしまったのではなからうかという点である。これは身分制国家を理解する方法的問題に深くかかわってくるであろう。その第二は、木村氏の云われる国王の地方統一の手段としての身分制議會Ⅱ地方三部会の歴史的役割は、シャルル五世の王政的な行政・徴税組織の確立以後のことに属するわけであり、それに至る過程については殆んど全く言及されていないという点である。この第二の点については、初期ヴァロア朝の政治危機、とりわけ一三五六年のポアティエの敗戦を契機とするエティエンヌ・マルセルとパリの三部会の議會主義的王国改革計画、いわゆる「パリの革命」と、その挫折という過程が検討されなければならないであろう。

本稿におけるわれわれの問題関心は、まさに以上の二点にかかわっているのである。そしてこのようなわれわれの問題意識にとって、一つの有力な手がかりを与えてくれたのが、一九五八年に公刊されたレイモン・カゼル(Raymond Cazelles)の学位論文『フィリップ・ド・ヴァロアの治世における政治社会と王政の危機⁽¹¹⁾』である。これはある意味で、前述したような一四・五世紀政治・国制史に関するフランス史学界の空白を埋める第一歩とも云うべき本格的な問題作と云つてよいであろう。ただこの書における具体的な政治過程の分析は、一三四六・七年の「政治改革」で終っており、それを補うものとして、一九六二年の *Revue Historique* に掲載された論文『一四世紀中葉の革命的運動と政治活動の周期⁽¹²⁾』が併せて参照されなければならない。これは一応一三四五年から一三六〇年の時期をとり扱っているが、歴史過程の敘述としてはきわめて簡略なものである。然し反面カゼルの方法論上の特色をうかがうには好箇の論文である。

そこでわれわれは当面、フランス身分制（議会）の歴史的研究を、一四世紀中葉のヴァロア王政の危機との関連において追及することに、主題を設定し、先ず上述のカゼルの著書、論文を利用して、その政治社会学的分析方法を検討し、ついでそうした方法を念頭において、この政治危機の具体的な過程を跡づけてみることにした。その場合、必要な原典史料を、ごく特殊なもの⁽¹³⁾を除いて、直接参照し得る研究条件に恵まれていないわれわれとしては、カゼルの著書の他に R・ドラシュナルの『シャルル五世史』⁽¹⁴⁾に主たる素材を求め、その他フランス政治制度史についてのスタンダードな文献を批判的に援用する他はなかった。その意味で本稿は、あくまで今後深められるべき研究上の手がかかりとしての、一試論にすぎないのである。

註

- (1) 例えば、全国三部会の全般的通史としては、わすかに P. Picot, L'Histoire des États Généraux, 2^e éd, 1888, 6 vol. がよくすぎない。
- (2) この点については、第一〇回国際歴史学会議における同委員会のリポート H. M. Cam-A. Marongiu-G. Stökl, Recent work and present views on the origins and development of representative assemblies. (Relazioni del X congresso internazionale di scienze storiche, vol. 1) 参照。なお、われわれの研究会においてしばしば検討された同委員会の Studies におけるトランス・マンギー関係の文献については、E. Lousse, La société d'ancien régime. Organisation et représentation corporatives, I, Studies VI, 1943, Nouvelle éd, 1952. やびびる E. Lousse, La formation des ordres dans la société médiévale, Studies II, 1937; G. de Lagarde, La structure politique et sociale de l'Europe au XIV^e siècle, Studies III, 1939; E. Delcambre, Les origines des états du Velay, Studies III, 1939; E. Lousse, Assemblées d'états, Studies VII, 1940. などがある。これらはオリヴァン・マラン (Fr. Olivier-Martin) の諸研究と共に、何れも広い意味のコンボラティストの立場に属するものであるが、それに対して批判的な J. Dhondt, (Ordres) ou (puissances)? L'exemples des états de Flandre, Annales E. S. C. V, 1950. についても何れもドイツ学界の理論的成果に多くを負っている。尚、ドイツ歴史学界の研究成果にもとづく身分別の再検討については、成瀬治『“Landständische Verfassung” 考——身分制の歴史理論的把握のために——』上 北大文学部紀要 XIII-1, 一九六四参照。
- (3) 『封建王政』をとりあつたわが国での文献としては、木村尚三郎『フランス封建王政・その確立過程・帰結』史学雑誌五四ノ一〇、一九五五がある。尚、封建王政、絶対王政とも邦語文献の多くは、社会経済的な基礎構造にかかわるものである。

- (4) R. Bouteuche, *La crise d'une société. Seigneurs et paysans du Bordelais pendant la Guerre de Cent Ans*, 1947. 尙本書については、筆者も又それと共に研究の歩みをすすめた思い出をもつ。史学雑誌六二ノ一、一九五三所収の本書についての筆者の紹介参照。
- (5) Éd. Perroy, *La Guerre de Cent Ans*, 1945. なお、わが国の学界では「封建的危機」の理論的把握への志向とのかかわりにおいて、むしろ問題になったのは、イギリスの歴史家 H・R・ヒルトンの論文 (Y eut-il une crise générale de la féodalité? *Annales E. S. C.* VI, 1951) と共に、マンナール誌上に連載されたベローの論文 A l'origine d'une Économie contractée: les crises du XIV^e siècle, *Annale E. S. C.* IV, 1949. の方である。百年戦争史に對する関心をこじつて、J. M. Tournier-Aumont, *La bataille de Poitiers (1356) et la construction de la France*, 1940. など。
- (6) この点については、例えば、高橋幸八郎「一四・五世紀における「経済的衰退」論に関する最近の動向とその批判」社会科学研究 X—四、一九五九、あるいは「西洋経済史講座」第三卷「封建制から資本主義への移行」(一)所収の、高橋幸八郎「総説」二宮宏之「領主制の「危機」と半封建的土地所有の形成」などを参照。尙、この問題に関する最近のヨーロッパ学界の動向については、赤羽裕「封建制から資本主義への移行」に関する最近のヨーロッパ土地制度史学二五、一九六四参照。
- (7) 堀米庸三「西洋中世世界の崩壊」岩波全書、一九五八。
- (8) 木村尙三郎「古典的封建制から絶対制へ——フランス身分制議會研究のために——」歴史学研究、二四二、一九六〇。
- (9) 成瀬氏の最近の研究としては、註(2)にあげたものの他に、「絶対主義とは何か」歴史教育、一九六〇、八号「初期自由主義と「身分制國家」——ヴェルテムベルク憲法の成立をめぐる——」北大文学部紀要、八、一九六〇がある。
- (10) 木村氏の「古典的封建制」という概念は、「一元的・領域的な裁判支配権(城主権)＝領主権」として具現するあらたな貴族権力(フランク時代の貴族権力とは異質的な政治権力)が真に独立的・完結的に出現しているような政治・社会体制、として捉えられる。こうした概念の形成については、同氏の「フランス封建制の成立——十一世紀における城主支配・領主支配配圖の形成」法制史研究、八、一九五八を参照。さらに、この視角にもとづいた同氏の学界展望「封建制社会をめぐる理論的諸問題」歴史学研究、二四六、を併せて参照されたい。この木村理論に対する批判としては、東出功「西ヨーロッパ封建制の理解をめぐる——木村尙三郎氏の論稿によせて——」歴史学研究、二五二、一九六一。石川武「木村尙三郎氏における「封建化」「封建制の成立」の理解をめぐる——法制史研究、二二、一九六二がある。なお、ドイツ学界の新学説の動向と、わが国の学界での受容については、久保正幡編「中世の自由と國家」上、一九六三所収の「序論」並びに同書、上・中巻の各論文を参照。
- (11) R. Cazelles, *La société politique et la crise de la royauté sous Philippe de Valois*, 1958.
- (12) Les mouvements révolutionnaires du milieu du XIV^e siècle et le cycle de l'action politique, R. H. CCXXVIII, 1962, pp. 279-312.

(3) J. Yard, Documents parisiens du règne de Philippe VI de Valois, 2 vols, 1899-1900.

(4) R. Delachenal, Histoire de Charles V, t. I, 1909.

二、「危機」分析の政治社会学的方法

カゼルは一四世紀中葉のヴァロア朝の危機を、原則的に政治的事実に関する限りでとりあげる。当時イギリスと敵対関係にあったフランス王権の運命は、戦争がその解決を困難にしていた貨幣的・経済的・社会的な他の諸問題に優先する。もとより社会は、その全体が、広い意味での「政治社会」に他ならないけれども、より限定された意味で、すなわち「政治的諸階層」(政治的アクティブグループ)の構成体というような観点から把握するならば、当時の政治社会は何よりも「国王顧問会」(Conseil du roi)の構成メンバー——国王の信任にあずかり、政治上の事からしてその諮問を受け、ある種の重要な権限を委任されたような人々——によって表現される。まさにカゼルの云うように、この国王顧問会こそ、当時における真の政治上の執行機関であり、初期ヴァロア王政の政治的主体は、その構成メンバーに他ならなかったのである。⁽¹⁾

ところでこの顧問会は、国王が公的な政務を個人的に処理するわずらわしさを免れさせると同時に、他方では、国王の側近にあつて、彼の臣下の利益を代表するという一面をもつていた。すなわち、顧問官は国王の政治を輔佐するばかりでなく、彼らの属する団体や身分を代表して、その共通の必要や特権を防衛するという機能をも果していたのである。換言すれば、国王顧問会は王政の執行機関であつたばかりでなく、国王権力の専制化をコントロールする機関でもあつたと考えられる。⁽²⁾

また国王顧問会の性格は、きわめて柔軟性に富んでおり、明確な綱領もなければ組織もなく、環境の如何に応じて、その役割を拡大したり縮小したりしており、さらに王政の「安全弁」とも云うべき役割をも果している。当時の政治

的危機が国王個人やその権力にまで及ばなかったのは、この顧問会の存在のおかげである。王政に対する不満は、国王が自らの権力を完全に行使しなかったこと、換言すれば顧問官を媒介にしてしか権力を行使しなかったことに對して向けられたのである。すなわち、諸身分の抗議の対象となつたのは、ある意味では彼らの代表でもある筈の国王の顧問官であつて、国王自身ではない。王国が極度の危機にあつた時でさえも、王権そのものは無傷のまま保たれたのは、そのためである。然しこの柔軟な政治制度は、一三五八年二月、エティエンヌ・マルセルとパリ市民が未來のシャルル五世(當時のノルマンディー公)を人質にした時以來、失われるであらう。パリの革命の挫折後、復権した王太子シャルルは完全に顧問会を支配するに至る⁽³⁾。

以上が、初期ヴァロア朝の政治危機を分析するに當つての、カゼルの基本的発想である。そこで次にこうした構想の基礎をなす政治的諸階層、その具体的表現である国王顧問官の存在形態について検討してみよう。その場合、われわれとしては、一方の極に、より拡大された諸身分の政治集会、すなわち「全国三部会」(États généraux、より正しくは États de langue d'oïl)を絶えず念頭に入れておく必要がある。

(1) 「国王顧問会」の概念・性格

先ず「国王顧問官」(conseiller du roi)という呼称の概念規定の問題についてであるが、これは云うまでもなく、極めて多義的な内容をふくんでいる。

カペー朝時代、curia の歴史がまだ混沌としていた時期には、政治上の職務に専属に配置された人々のグループはまだ存在しなかった。国王の大官や、国王側近の騎士や僧侶、大領主、司教、修道院長など、同一の人物が場合によつて、裁制官であり、行政官であり、財務官であり、そして顧問官であつた。こうした伝統は一四世紀に入つてからも存続し、広汎な意味において「宫廷」(hôtel du roi)と結びつき、国王から政治上の意見を求められた側近グループ

を、漠然と「顧問官」とよぶような場合があった。例えば元帥 (Marechaux de France)^{おおもみ}、隊長 (maître des arbaléiers)、バイイやセネシャルたち (baillis et sénéchaux)、王室請願審理院長官 (maîtres des requêtes de l'hôtel)、国王秘書官 (secrétaire du roi)、各種委員や改革立案者たち、その他役つき聖職者たちなどで、この場合、顧問官は明確な職業にかかわるものではなく、半ば名誉職的なもので、公式若くは非公式の肩書のようなものである⁽¹⁾。

他方、これよりもより限定された国王顧問官の概念が、フィリップ・ル・ベルの時代以来登場してくる。この間の経緯を理解するためには、多少とも当時の政治的背景を顧りみておく必要がある。

フィリップ・ル・ベルの治世には周知の政治上の重大事件が続発し、その結果王政の支持基盤をすべての地方に拡大する必要が生じ、しばしば議会の召集が行なわれた。すなわち法王ボニファキウス八世の宗教会議に対抗すべく、

一三〇三年三月、法王の正統性を審理するためルーブル宮に召集された「全国宗教会議」(concile générale)〔これがフランスの身分制議會^{エタシエネロー}＝全国三部会の起源とされるもので、この議会には高位聖職者、バロン、そしておそらく若干の都市代表が出席した〕、

テンブル騎士団解散事件に対処するために開かれた一三〇八年五月の「ツールの議會」〔これは国民的支持を得るために、貴族、僧侶、都市の代表をツールに集会せしめたものであるが、その内容はよく知られていない〕、一三一四年九月、貨幣⁽²⁾財政問題

に関して王領都市 (bonne ville) の代表をパリに召集した會議〔この集会に列席した都市のリストによれば、王領の大都市の全部が代表されている〕などがそれである。これらの議會は、何れも王国の各身分の代表が、国王の政策に協力し、国王

に道義的・財政的支持を与えたものであり、そこには王権の制限というような要素は全く認められない⁽³⁾。それはある意味で国王顧問会の全国的規模への拡大とみなすこともできるであろう。カペー朝時代の集会 (assemblées capétiennes)

を、A・リュシエールは「拡大された宮廷會議」と規定したが、その更に発展した形態と云える⁽⁴⁾。このことは、王領が顕著に増大したにもかかわらず、全王国にかかわるような国王の政策を財政的にまかなうことが困難になったために、全国議會という形態をとった顧問会の集会が必要とされるに至ったことを意味する⁽⁵⁾。

ところで他方、こうした動きへの対応として、重要な政策の決定にさいして、たとえそれが世論の支持を条件とするものにせよ、あらかじめ限定された恒常的なサークルとしての国王顧問会の審議が要求されるようになってくる。

ここに国王顧問官の、第二のより限定された概念が登場する。政治上の事件の数が増大し、その内容が複雑化するにつれ、こうした行政上の執行機関の必要性はますます決定的になる。国王個人が政策のすべてを詳細に検討し、方向づけることはもはや不可能だからである。この場合の国王顧問官は、国王が任命した人々、とりわけ種々の政府機関、すなわち高等法院、請願審理院及び会計院の中から任命された人々で、彼らは国王から委任された政治上の事件を審議するために定期的に集会する。そしてこのカテゴリーの国王顧問官の中のもっとも高位の要素に限って (*grand et secret conseil*) のメンバー、すなわち (*consilarii in magno ou in secreto consilio*) ないし、短く (*consilarii*) たる資格が与えられるのである。⁽⁸⁾ この呼称はフィリップ・ル・ベルの治世にあらわれるが、王の治世の末年並びにルイ十世の短い治世に貴族の反乱がおこり、顧問会は封建諸侯(二四人の大諸侯並びに二人の司教)の掌握するところとなる。これがP・ヴィオレのいわゆる(*conseil aristocratique*)であるが、フィリップ五世の時代には再び顧問会の構成についての王権の主導性が回復される。⁽⁹⁾ ヴァロア朝の登極もこのような顧問会の制度に本質的変更を加えるものではない。フィリップ・ド・ヴァロア(六世)の治世の初期には、この国王顧問官は、会計院長官(*souverains de la chambre des comptes*)が重きをなし、その他に大領主や司教、並びにその出生や高位官職の故に加入した若干の人々から成っていた。その後一三四六年一〇月の改革を転期として、これらのメンバーや、その後加入した人々は、依然として *conseil secret* を維持し乍らも、会計院からは完全に分離するに至った。⁽¹⁰⁾

以上のような顧問官の二つのカテゴリーは、勿論現実にはかなりオーバーラップしていたわけであるが、それにもかかわらず、このような概念類型は、あるていど顧問会の性格の二面性に対応するものである。

*

先にも述べたように、顧問会は国王の側近にあつて地方や身分を代表する。他方ではそれは官職貴族出身の限定されたサークル、すなわち *grand et secret conseil* で、恒常的に集会する行政機関であり、あることがらについては王権を完全に代行する⁽¹⁾。

このような二重性格は、顧問官が国王や諸侯によつて受けていた所遇の中にもうかがうことができる。すなわち国王顧問官は、その社会的榮譽の他に、彼自身並びにその財産及びその被護民を、直接王の保護下におき、また王室請願審理院長官 (*maîtres des requêtes de l'hôtel*) によつて裁判され得るような特典、あるいは高等法院や会計院から選出された顧問官の場合は、*grand conseil* のメンバーとなる保証など、さまざまな恩恵を国王から受けていた。他面国王に対する宣誓義務、あるいはある種の職業——金融業のような商行為とか、バイイやセネシャルのような官職——を兼ねることの禁止、などを要求されていた。とくに注目されるのは、フィリップ・ル・ベルによつて発布され、ジャン・ル・ボンによつて一三五一年に確認された勅令 (*Ordonnance*) によれば、上記の兼職の禁と並んで、顧問官は、聖俗の諸侯にせよ、都市その他の共同体にせよ、何人からも報酬を受領することを禁じられていることである。このことは勿論、そうした慣習がかなり一般的であつたことを裏書きしているわけであり、それは二つのモティーフに帰せられる。すなわち、諸侯たちは彼らに中央政界の情報を伝え、彼らの利益を守ってくれるようなオブザーヴァーを宮廷に常置させる必要がある、そのために彼らの腹心の部下を国王顧問会に加入させることにとめた。こうした奉仕は、当然これらの領主たちによつて、何らかの形で償われたと考えられる。又、そうでなければ、すでに国王の寵遇を得ており、中央政界に大きな影響力をもつような顧問官を厚遇して、手なづけておく必要があつたであろう。例えばブルゴーニュ公にとつての *Mile de Noyers* のように、多くの封建諸侯はそれぞれの方法で顧問会に代弁者をもつていた。ナヴァール王フィリップ・デヴルウ (*Philippe d'Evreux*) の知遇を得て、ある場合には贈り物をうけていた人々のリスト (一三三七—一三四二年) の中には、著名な国王顧問官の名が見出されると云われる⁽²⁾。こうした慣習は他の

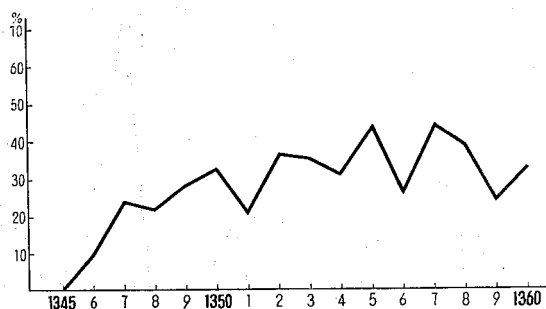
封建諸侯にとつてもおそらく同様であつたであらう。それら諸侯の中には、シャルル・ル・モーヴェのような、あるいはイギリス王のような、ヴァロアの王権にとつてきわめて危険な君主もふくまれていたかもしれないのである。⁽¹³⁾ ともかく財政困難な時期に国王が顧問官への正規の手当てを廃止したこと、それにもかかわらず、彼らは少しも困窮しなかったことは、こうして説明されるであらう。

ところで、以上のような事実からも理解されるような顧問会の二面的性格のうち、いわば「代表的性格」(*caractère représentatif*)は「行政的性格」(*caractère gouvernementale*)によつて次第に圧倒され、消失してゆく。もはや国王顧問会の中に、自らの利益を防衛してくれる者を見出すことが困難になつた時、諸身分は、国王が課税の承認を得るために召集せざるを得なかつた身分制議會Ⅱ三部会の中に、自らの代表を求めるに至るであらう。こうして彼らの苦情は、一三四三、四六、四七年、ついで五五、五六年に集會した全国三部会によつて表現されることになる。同時にそこでのあらゆる政治的要求の中、先決されるべきものは顧問会の改革に他ならなかつたのである。クレシイののち、カレ一ののち、又ポアティエののちに、三部会の活動分子がたたかつたのは、フィリップ六世やジャン王に対してよりも、むしろ彼らが重用した国王顧問官に対してなのであつた。⁽¹⁴⁾

次にわれわれは、このような国王顧問会の性格と、その変化を前提にした上で、一三四五年から六〇年にかけての動乱期について、その構成メンバーの政治・社会学的分析を行なつたカゼルの論文を手がかりに、検討をすすめてみよう。

(2) 国王顧問会の構成メンバー

先づ国王顧問官の政治的起源について。この点に関してカゼルは集會に列席した顧問官の中、どれだけの者が過去において国王行政に、すなわち例えばバイイやセネシャル、高等法院・会計院のメンバー、王室請願審理院長官など

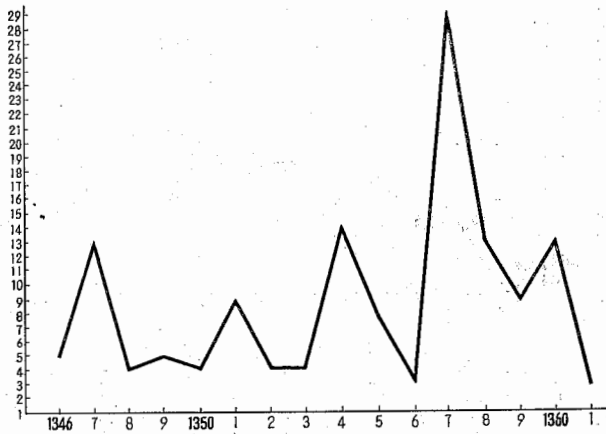


として、関与していたか、という問題をとりあげる。上表は顧問会の構成員の中、顧問会加入以前に、こうした官職に属していなかった者の占める百分率である。⁽¹⁵⁾

これによると、一三四六年以前、少なくとも一三四五年においては、何らかの官職を保有していなかった顧問官は存在しなかったことになり、顧問会の行政的性格が著しい。このことは、一三四六年一〇月の改革以前には、*conseil secret* は会計院の長官たちの権限と混同されていたことに由来する。当時、政治的事件の殆んどすべては財政問題とからみ合っており、当然にもそれらの大部分は会計院長官や財務官に委ねられ、彼らの派閥が顧問会の主導的地位を占めていた。⁽¹⁶⁾ その他副次的構成員としては、請願審理官、高等法院長官、又は通常の会計官などがある。ところが一三四六年末以来、顧問会と会計院の緊密な結合が破れると共に、非官職保有者の占める比率が増大し、一三五〇年には三〇%以上に達している。五一年にこの比率は若干減るが、その後大体三〇%から三五%を占めつづけ、五五年には四三%、五七年にもふたたび四三%のピークを示し、パリの革命の終結した五九年には二五%にまで下っている。それ故

一三四六年から五八年にかけて、顧問会は王政の通例的行政機関からの独立化傾向が目立ち、むしろそれらの上位にたち、とくに五六年五月のカタストロフ（ジャシ王のイギリスへの拘留）ののちに、真の主権者の地位にさえあつた。⁽¹⁷⁾

一方、官職保有者出身の顧問官について検討すると、一三四五年には会計院系の出身者の占める比重が最大であったが、この比重は急速に失なわれ、一三四七年から五八年にかけて、殆んど完全に消失している。この時期に会計院はわずかに、ただ一人の長官、すなわち *Renaud Chauvel* によつて代表されるにすぎない。顧問会に会計院出身者が再び登場してくるのは、一三五九年及び六〇年になってからである。之に反し、高等法院は一三四七年にはその代表



者を顯著に増加させ、顧問官総数の凡そ二五%を占める。その百分率は五二年までは漸減するが、その後は大体安定している。このことは当面の時代のもっとも顯著な特色の一つである。それ故カゼルは、一四世紀半ばの危機の實際上の政治的帰結を《monarchie parlementaire》への志向として把えている。⁽¹⁸⁾

その他、王室請願審理官もかなりしばしば認められる。武官層の占める比重は四五・四六年には問題にならないが、四七・四八・四九年、とくにナヴァール王並びにイギリスとの戦争が再開された五四年から五九年にかけて増大している。又バイイ出身者があらわれるのは五九年からで、それ以前は全く見られない。宮中官が顧問会に特殊な重要性をもつに至るのも同様で、一三五八年から六〇年にかけて王太子シャルルの周囲に、彼らは急激に増大する。⁽¹⁹⁾

以上のような顧問会構成メンバーの政治的出自の変化の過程は、この時期の王政の危機の性格と、その克服の仕方を示唆するものと云えよう。そこで次に、顧問会構成メンバーの社会的、並びに地方的出自の問題に移ろう。

*

上の表は一三四五年から六〇年にかけて、顧問会に新たに加入した者の数を示すものである。これによると、四七年、五一年、五四年、五七年というピークがあらわれている。四七年のピークは、先に述べた四六年末の顧問会構成員に関する改革の帰結と考えられ、四八年にもひきつづいてこのあらたな構成員による活動がつづけられ、もはや新規加入者を必要とし

なかったと推定される。五七・五八年に關しても同様な事情が考えられる。⁽²⁰⁾そしてこのピークは次表からもあきらかにように顧問会の活動期とはほぼ一致しており、それはそれで、のちに具体的にみるような政治的危機に対応している

顧問会開催数

年次	集會数
1345	9
1346	7
1347	34
1348	66
1349	23
1350	23
1351	63
1352	24
1353	30
1354	86
1355	68
1356	29
1357	108
1358	100
1359	39
1360	51

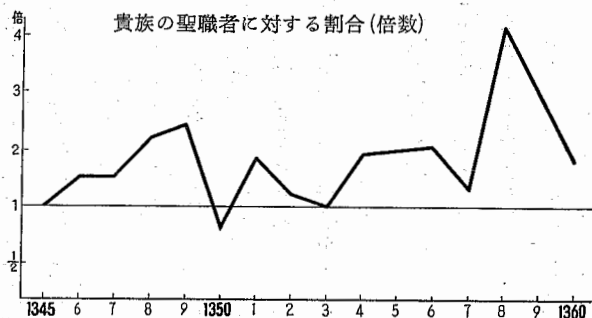
のである。

カゼルはこのあらたに加入した顧問官の出身社会層を具体的に例示しているが、それらは大部分公・伯などのタイトルを

もつ諸侯・領主・修道院長・大司教・司教などで、一般に五七年までは、顧問会はもっぱら貴族や聖職者のメンバーで構成されていたとされる。⁽²¹⁾貴族の中には古い家柄の者もあれば、Simon de BucyやRobert de Lorisのように、あらたに貴族身分を獲得した者もあった。市民が國王顧問会に出現するのは、一三五七年三月である。もともとこの時、ブルジョア顧問官として確実に認められるのは、Firmin de CoquerelとVincent du Valricherの二名だけで、顧問官総数のきわめて微弱な割合にすぎなかった。彼らの影響力はパリ市の権力のおかげであるが、顧問会の中で大なる勢力を占めるには至らなかった。⁽²²⁾

一方一三四五年から六〇年にかけて、顧問会を支配した二つの身分、すなわち聖職者と貴族の比率についてみると、下表に示されるように、概して平穩な年には両者は等しい割合を示している(一三四五、五〇、五三、六〇年)。これに反し、危機の時期、國王顧問会の活動が活発になる時期には、貴族の占める割合がかなり顕著に増大する(一三四七・四八、五一、五四、五八年)。例外的には、一三四九年には四八年からひきつづ

貴族の聖職者に対する割合(倍数)



いて貴族の数が多い（聖職者の二倍以上）。この年には政治的危機は静まったけれども、ペストが猛威をふるった。又一五六年には五四年からひきつづいて貴族が優位を占めているが、五七年にはこの優位は急激にくつがえる。これは五七年の全国三部会に同調した改革の氣運に、聖職者と共に神学者が寄与したことによって説明される。次いで五八年になると、暴動に加担した聖職者が顧問会から離脱したので、再び貴族の占める割合が急激に上昇する。

とは云え、貴族もまた改革の動きには敏感であつた。彼らは、王政の進展によつておびやかされていた彼らの特権や自由の防衛が、政治制度上の方法や慣行の变革について、多くの民衆が感じていた必要性和一致するように思ひこんでいた。もつとも、例えばサン・ルイの治世を理想化し、その時代の古き良き慣行に復帰することを望んだのは、必ずしも貴族ばかりではなかつたかもしれない。ともあれ、貴族は政治的危機の度毎に、軍事的敗北の責任をとることなしに、力づくで顧問会に加入したのである。⁽²⁴⁾

ところで、ここでのカゼルの分析の方法には若干疑問がある。というのは、彼は国王顧問会のメンバーの社会的起源を究明するに当つて、聖職者、貴族、ブルジョアといった、いわば身分制上のカテゴリーを使用するのであるが、それらを直ちに、「社会的階層」をあらわす指標としても扱っているのである。これらのカテゴリーによる顧問会の構成比率は、それなりの政治的意味を示すとしても、そうしたメンバーが代表する諸身分の社会的実体のイメージは、⁽²⁵⁾少しも浮び上つてこないように思われる。カゼルは「社会的起源」(origine sociale)という言葉を、いささか不用意に用いているのではなからうか。

*

顧問会の身分制的性格は、さらにそのメンバーの「地方的起源」(origine régionale)の分析によつて、よりあきらかにされる筈である。カゼルの「地方」概念は不明確であるが、少なくとも王政的志向としての「領域」概念と同一視されてはならないであろう。さて国王顧問官の出身地をカゼルは、九つのカテゴリーに分類し、次表のような百分

率を示した。この場合、西部とはノルマンディー、ブルターニュ、アンジウ、ポアトゥを、中部とはブリイ、オーヴェルニュ、ブルボンネを、東部とはシャンパーニュ、バロアを、パリ地方とはイール・ド・フランス、オルレアネを、北部とはボーヴェジ、ピカルディ、ヴェルマンドア、アルトア、フランドルを、それぞれふくむものである。⁽²⁶⁾

表によってあきらかなように、ラングドックの代表は殆んど問題にならない。それはわずかにジャン王の親友アルマニャック伯によって代表されていたにすぎない。国王が南部^{ミディ}に関して委任した国王代理官は、一般にその地方で補充される「地方顧問会」(conseil local)によって補佐されたのである。これはラングドックの「地方三部会」に対応する。東部出身者の加入も一三五四年までは全く問題にならない。その後五八年の二月、パリの暴動によってシャンパーニュの *maréchal* が暗殺されるまで、五七年には八%、五八年には一〇%を数えた。

王国の外人グループはかなり恒常的比率を示すが、

年 次	(%)								
	北 部	西 部	ブル ゴ ニ ュ	ラン グ ド ック	中 部	東 部	パ リ 地 方	王国外	未 詳
1345	14	43	22	0	7	0	7	7	0
1346	18	27	18	0	10	0	27	0	0
1347	24	34	9	9	5	0	9	5	5
1348	30	30	15	0	10	0	15	0	0
1349	28	33	14	0	10	0	5	5	5
1350	28	32	5	10	10	0	15	0	0
1351	12	36	8	4	8	0	28	4	0
1352	10	40	5	5	15	0	15	10	0
1353	20	30	5	5	20	0	20	0	0
1354	31	23	3	3	16	3	9	3	9
1355	30	33	4	4	12	0	4	4	9
1356	27	27	3	3	10	3	10	7	10
1357	28	28	3	0	8	8	11	7	7
1358	37	13	2.5	0	2.5	10	20	10	5
1359	18	25	0	0	0	3	36	9	9
1360	17	17	4	0	4	2	44	6	6

一〇%をこえることはない。中部出身者は顧問会に定期的に代表されている。例えば Guillaume Flote は、その長い法官や尚書官の経験にもとづく意見を与えてきた。このグループは一三五二年以来若干重きを加えるが、その勢力は、国王がブルローニュと絶縁した一三五五年以来低下する。

ブルゴーニュ人のグループは、フィリップ・ド・ヴァロア⁽¹⁾の治下ではかなり勢力をもち、一三四五年には顧問会のメンバーの二二%に相当した。然し四七七年には九%に減少し、四八年及び四九九年には多少上昇するが、その後一三六〇年まで、かなり微弱である。

以上の諸地方にくらべ、北部、パリ地方、西部の三地方の出身者の割合はかなり大きい。この三地方を政治的危機の時期について比較すると次のようになる。

一三四七年から四八年にかけて、北部及びパリ地方出身者は、他の地方出身の顧問官に比し、その実数は増大している。一三五一年の危機は、西部出の顧問官の進出と、北部出のその後退に対応している。一三五四年には、イー・ド・フランスと西部の顧問官の割合が減少しているのに対し、北部並びに中部の顧問官の活潑な前進が示される。一三五七・五八年には、北部出身者の割合は尚も上昇しているが、パリ地方の顧問官のそれよりいくらか鈍っている。これに反し、西部出身者の比率は低下している。一三五九一六〇年には、三六―四四%と顕著な数を示すパリ周辺地方出の顧問官の上昇は、少なくとも部分的には、王国の一般的な不安によつて説明される。当時、国王顧問会の集会に参加するために、遠方からやつてくる熱意は失われていた。⁽²⁷⁾

以上、私は主としてカゼルの論文に依拠し乍ら、一四世紀半ばの国王顧問会の構成メンバーの、政治的・社会的・地方的起源と、その推移を検討してきた。この中、「社会的起源」(origines sociales)というカゼルの表現については、先に指摘したように疑問があり、それによつて示されるものは、「社会的階層」のカテゴリーではなく、それとは次元を異にする身分的カテゴリーへの所属にすぎなかった。とは云え、この身分の座標を、地方の座標と組み合せて考え

るなら、あるていど自律的な地方的諸権力と諸身分と、中央行政機関との関連を理解することは可能であろう。問題は、こうした国王顧問会を構成する三つのファクターが、王政の危機の展開過程とどのようにからみ合っているかを、動態的に考察することであるが、少なくともこれまでの検討によつて、国王顧問会の性格の二面性という観念は、かなり具体的な表象をもつことができたのではなからうか。そこでわれわれは次に、このような国王顧問会の構成要素を前提にした上で、この顧問会と身分制議会との関係に焦点を合せて、一四世紀中葉のヴァロア王政の危機の過程を追跡してみたいと思うのである。

註

- (1) R. Cazelles, *La société politique...*, introduction とくに p. 9 参照。
- (2) *Ibid.*, p. 308-309. 中世末期にコンセイユによる王権の絶対化の規制という傾向は、カゼルによればフランスばかりでなく、他の国においても見出される。すなわち、一三世紀末のハンガリー、フェルディナンド四世とアルフォンス十一世のカステイリア、エドワード二世のイギリス、そしてフィリップ・ル・ベル死後ルイ十世、フィリップ五世のフランスがそれであると。
- (3) *Ibid.*, p. 430. 並びに *Les mouvements révolutionnaires...*, p. 305-306.
- (4) *Ibid.*, p. 305-306.
- (5) F. Lot et R. Fawtier, *Histoire des institutions françaises au moyen âge*, t. II-*Institutions royales*, 1958, p. 552-554. 同、この時代の議会については次の文献がある。G. Picot, *Documents relatifs aux États Généraux et assemblées réunis sous Philippe le Bel*, 1901.
- (6) A. Luchaire, *Histoire des institutions monarchiques*, t. I, 1891, p. 274-275. このカペー時代の *assemblées* については、リュシエールの研究以後、余り進展していない。それはおそらくブルボン層によつて統率された戦士の検査とか、国王の軍事行動の計画の決定を目的としたもので、君主に対する同意の役制しか演じなかったとしても、コントロールの可能性——たとえ、それは存在しなかったにしても——を少しも表現していないとは云えない。それは家臣の全体によつて君主に与えられたコンセイユ、宮中伯 (*patris*) のみに限定されない、「拡大されたコンセイユ」の性格を維持した。その後、王領が、いわば王国全体にまたがって散在してゆくにつれ、次第に「議会」の規模に拡大されたコンセイユの集会が必要になってきたと考えられる。
- (7) こうした認識については、例えば次のヴィオレの規定を見よ。「身分制議会 (*assemblées d'états*) は、もともとと修正され、拡大さ

れた国王顧問会に他ならない」と。そこから、これらの議会の構成における顕著な柔軟性が生ずる。何故なら国王は、絶えずその會議を、彼の意のままにあるいは変え、あるいは拡大する。それ故、身分制の歴史の初期の時代においては、のちに「全国三部会」と呼ばれるようになった大集會を、より小規模な集會から區別することは困難である。「パルルマン、次いでパルルマンから區別されるに至ったコンセイユは、諸身分を集會させるために開催することを可能ならしめるような弾力性を、長い間維持するであらう。」

P. Viollet, Histoire des institutions politiques et administratives de la France, t. III, 1903, p. 185.

(8) R. Cazelles, La société politique..., p. 306-308.

(9) ユイオン^{ユイオン} (Grand Conseil) と (conseil privé), (conseil étroit), (conseil secret) を區別し、前者は重要事件の解決に当たつたあらゆる集會に適用され、他の三つは、国王の親任の厚いコンセイユのプリストクラティックな要素は、その後定期的に毎月召集される行政的な性格のコンセイユに接合され、一三二一年より一四〇年以上にわたつて、唯一のコンセイユ、すなわち (Grand Conseil) しか存在しなかつたと述べられている。このような (Grand Conseil) と (conseil secret) の區別の仕方は、本稿とは異なるが、conseil の二面的性格を示唆している点には注目されるべきであらう。P. Viollet, op. cit., p. 387-388. 尙、一三二四～一五年の貴族のリーツ (封建反動) については André Aron, Le mouvement de 1314 et les chartes provinciales de 1315, 1912; C. Dufayard, La réaction féodale sous les fils de Philippe le Bel, Rev. Historique LIV, 1894, p. 241-272, et LV, 1895, p. 241-290 参照。

(10) R. Cazelles, op. cit., p. 308. F. Lot et R. Fawtier, op. cit., p. 77-78.

(11) 別な表現であるが、シモンも明確にこの国王顧問会の二重性格を描描している。すなわち、プリストクラティックな要素と、プロフェシヨネルな要素がこれである。第一のものはかなり浮動的で、門閥貴族、国王の大官、司教や大領主から成り、彼らは集會に時には列席せず、時には大挙してあつても。第二のものはより固定的で、聖職者、法曹家、財政家から成り、彼らは給料をもらふ、勤勉にこつめる——と。E. Chénon, Histoire générale du droit français public et privé des origines à 1815, 1926, p. 822.

(12) 例えは、一三三七年のリストとす。Mlle de Noyers, Robert de Bertran, Mahieu de Trie, Anseau de Joinville, Gille de Soyecourt, Louis de Savoie, Hue Quérét, Gui Chevrier, Pierre de Cugniers, Guillaume Flote 又國職者の中では Simon de Bucy, Hugues de Pomard 又國職者の中では Pierre de Essars, Geoffroy de Fleury 又國職者の中では Pierre de la Forêt 又國職者の中では Robert de Lorris 又 Fauvel de Vadencourt 又國職者の中では Robert de Fienmes 又國職者の中では Jean de Nesle-Offémont 又 Guillaume Roger である。

(Bibliothèque nationale Franc., 7855, p. 469 et s.) R. Cazelles, op. cit., p. 311-313.

(13) Public Record Office の史料によれば、フィリップ・マウソアの登極に先立つ時期に、イギリス王がフランス王の多くのコン

- セイエに官位を贈っていることも確認される。 Ibid, p. 313.
- (14) Ibid, p. 309-310.
- (15) R. Cazelles, *Les mouvements révolutionnaires...*, p. 294.
- (16) カゼルによれば、会計院長官たちの団体 (*collège de souverains de la chambre des comptes*) を認めることが出来るのは一三三〇年代の末頃からで、この団体が *Grand Conseil* 又は *conseil secret* となった。それは死亡以外は古きメンバーを減らさず、新しいメンバーをふやしていったので、一三四五年には一〇人を教えた。そして、この団体の内部には、主導的役割を果す限定された中核がある。例えば *Mile Noyers* は、*Anseau de Joinville* や *Mathieu de Trie* の、また *Guillaume Floite* は *Hugues d'Arcy* や *Jean de Nesle* の協力さえ、中核的役割を果しつついた。 (*La société politique...*, p. 431-432)
- (17) *Les mouvements révolutionnaires...*, p. 296.
- (18) *La société politique...*, p. 432-433.
- (19) *Les mouvements révolutionnaires...*, p. 295-296.
- (20) Ibid, p. 290-291.
- (21) Ibid, p. 281-282. 当然のことであるが、新規加入者のピークと、顧問会活動期のピークの間には多少の偏差がある。例えば前者における四七年と、後者における四八年の如きがそれである。このズレについては本文の説明で充分であろう。
- (22) 例えば、一三四七年末に加入した者は、*Isle* 伯 *Montmorency* 侯 *Geoffroy de Charny*, *Neuboury* の領主 *Amaury de Meulan*, *Mouchy-le-châtel* の領主 *Mathieu de Trie*, 旧ベルモン長官 *Jean du Chasteiller* など。一三五一年一月には *Renaud Chauvel* (シャルトルのブルジョア出身であるが、多くの官職を歴任し、一三四六年一〇月までは、会計院主任聖職者になっていた) *Athènes* 公、*vendôme* 伯など。八月にはさらに三人の司教、*Beauvais* 司教 *Guillaume Bertran*, *Noyon* 司教 *Jean de Meulan*, *Sens* 司教 *Guillaume de Meulan* が加入した。一三五四年には、*Raoul de Louppy*, *Mathieu de Trie*, *Fontenay* の領主 *Valentinus* 伯、*Aymar de Poitiers*, *Audrehem* や *Clermont* の元師たち、提督 *Jean de Nanteuil*, 慈善騎士団の *Aquitaine* の修道小院長、*Saint-Venant* 侯、*Robert de Wavrin* など。一三五五年には *Ventadour* 伯、*Jean le Meingre*, *Mans* 司教 (間もなくランス大司教) *Garencières* 侯など。
- (23) Ibid, p. 291-292. 三部会は、商人や両替商は国王官吏となるべきではないと規定した (一三五七年、三月三日の *Ordonnance*, 三一条)。それ故、大多数が商人や両替商であったブルジョアは国王顧問会から排除された。
- (24) Ibid, p. 293-294.
- (25) 「貴族身分」をめぐる最近のフランス・ベルギーの学界の問題状況については、拙稿『フランス・ベルギーにおける中世貴族の研
究動向』史学雑誌七二ノ八、一九六三、『中世後期におけるフランス貴族の発展』歴史教育八、一九六三参照。

(26) Ibid., p. 296-297.
(27) Ibid., p. 297-299.

三、「危機」の政治過程

一四世紀中葉の「政治危機」の過程を、身分制議會の動向との関連に焦点をおいて考察するに当って、あらかじめ次の二点を、一般的前提として指摘しておきたい。

すなわち、第一に議會（こゝでわれわれが問題にするのは、主として *la bourgeoisie* の三部会である⁽¹⁾）が、その政治的要求をかけることができたのは、フランスがイギリスとの戦争又は戦時状態におかれた、いわば「国家的危機」の最中であつたという点である。実際、国王が援助金を要請するために諸身分を召集したのは、軍事的な危機の場合のみである。すなわち、一三四三年にはブルターニュとノルマンディーへのイギリスの脅威があり、一三四六年二月にはギーエンヌにおけるイギリス勢力の発展があり、一三四七年には、前年夏のクレシイの敗北と、ついでエドワード三世によるカレーの占領がある。一三五五年並びに五六年には、イギリス戦争の再開並びにポアティエの敗戦がある。こうして国王とその側近は、常に国家が当面している危機を、従つて軍隊を徵募しそれに支払う緊急な必要性を三部会に訴えるという方法によつて、諸身分の政治的要求をそらすことができた。結局、危機の切迫の理由によつて必要な改革は延期され、そうした不満の累積が「パリの革命」を誘発したと考えられる⁽²⁾。

第二に国王とその側近にとつて、三部会に対する勝利を確保するためには、ブルジョアジー、とりわけパリ市民の協力を得ることが前提条件であつたことである。この協力関係は、一世紀以上にわたる長い伝統によつて、比較的よく維持されており、ブルジョアジーは他の身分、とくに貴族が羨むほどの利益を王権からひき出していた。それ故三部会において、貴族と聖職者が都市市民の支持を得て、部分的にせよ改革の成果をあげることができたのは、プ

ルジョアジーが国王によつて要請された課税負担を嫌悪した時のみである。一三四七年、五一年、五六、五八年の三部会と王政との対抗関係については、こうした事情を考慮に入れておかねばならない。⁽³⁾

さて、以上の点を前提した上で、危機における国王顧問会と三部会の関係を検討するわけであるが、ここではその時期を、一三四六年のクレシイ後の政治改革と、一三五六年のポアティエ後のパリ革命を二つの軸とし、この両者の中間期と都合三つの時期に区分し、主題に直接かわりのある事件のみを分析の対象にしてゆきたいと思う。

(1) 一三四六・七年の政治改革と三部会

一三四六年の軍事的敗北、とくにクレシイ(Crécy)のそれは、国王顧問会、とくにこのカストローフ以前に主導的地位にあった顧問官の政治責任を免れ難いものにしたかに思われた。事実若干の者、たとえば、王室請願審理官 Louis de Vaucemain や国王秘書官 Robert de Lorris は辞任した。然しもっとも重要な行政上の責任者である大法官 Guillaume Flote や、会計院の二人の長官、ラン司教 Hugues d'Arcy 並びに Offémont 侯 Jean de Neale らは、その後も依然顧問会に席を占めていた。⁽⁴⁾ とは云え、彼らの独占的支配は終る。

この年の末、政治改革の舞台に登場してきたのは三人の修道院長、すなわち、サン・ドニ修道院長 Gille Rigaud、ブルムーティエ修道院長 Simon Le Maye、コルビー修道院長 Hugues de Vers で、彼らは『大年代記』(Grandes Chroniques de France) が伝えるように、⁽⁵⁾ 単に財務官(trésoriers)の資格においてのみならず、財務官僚の首長ないし監査役として、政・財界の肅正に当つたのである。すなわち、彼らはパリの富裕なブルジョア Essrs 家や Poilevlain 家、あるいはルーアンのブルジョア Michel 家のような金融家や政治家を失脚させ、多くのイタリア人の高利貸を逮捕又は追放してその財産を没収し、王国外の教会の収入をすべて差押え、彼らの大修道院領の経綸の才腕を発揮して、王領財源を最大限に活用し、財政支出のひきしめや貨幣価値の回復につとめた。さらに彼らは会計院の改革にのり出し、

grand conseil のメンバーが会計院長官を兼任することを禁じ（一三四六年二月）、会計院の権限を財政管理と会計という固有の使命に限定した。このような会計院の政治的凋落は、三人の修道院長の中心人までがそこに地位をもっていた高等法院の復権と対照的である。⁽⁶⁾

ところで、この改革のころみは、権勢ある財閥や財政官僚の政治的圧力から王政を防衛すると共に、他方では次第にその要求を高めつつあった王国の諸身分の集会、すなわち身分制議會からも王権を解き放つという意図をふくんでいた。この改革が国王の個人的志向によるのか、それとも古い顧問会の勢力に敵対していた側近グループの教唆によるのかは分らないが、何れにせよ、王国の身分制議會 (assemblée d'états) の干渉によるのではないことは確かである。何故なら一三四六年の後半には三部会は開催されなかったからである。フィリップ六世は、その顧問会の改革を企てる以前に、パリの民衆と対立することを決して望まなかったと考えられる。⁽⁷⁾

然しこの改革の実施は短期間で終り、三修道院長をはじめ若干の人々（大年代記によれば三人の司教と三人の騎士⁽⁸⁾）をあらたにそのメンバーに加えた conseil secret は、多少は修正されたものの、尚従来の道を追及し、一時三修道院長に委ねられていた行政支出の管理権を継承する。カレーが落城した一三四七年の後半以来は全く旧態に復し、Guillaume Flore, Hugues d'Arcy, Jean de Nesle-offémont, Jean de Marigny といった古いメンバーが依然中核的地位を占めていた。⁽⁹⁾

*

一三四七年一月三〇日、クレシイ後をはじめてパリで開かれた三部会は、こうしてその権力を立て直した国王の臨席の下にひらかれたのである。この集会の内容については『大年代記』がわずかな記載を残しているにすぎないが、それによると、諸身分の代表はイギリスの占領によって戦争を終結させるために、大軍と大艦隊を建設することを協議し、その財政手段を提供する決意を示し、他方金融ブルジョアジーの活動の再開と、貨幣価値のひきあげに關して

意見の一致をみたとされる⁽¹⁰⁾。

フィリップ六世は、この三部会の承認にもとづいて、一三四八年の初頭、各地方のバイイ管区に国王委員を派遣し、王国の防衛に必要な財源の供出について協力を要請した際、『多くの賢明な司教やバロンや王領その他の都市』によって快よく受け入れられた旨を断言している。然し三部会が各地方の課税負担の一般的方法を呈示するほど、積極的に王政に協力したとは考えられない。何故ならフィリップ六世は課税の徴収について、直接地方の諸団体と取引しなければならなかったからである⁽¹¹⁾。すでに一三四七年一〇月二四日、パリのプレヴォ管区及びヴィコント管区の聖職者・貴族・市民は、一五〇〇名の軍隊の六カ月間の維持費を承認したが、その際次のような条件をつけている。すなわち、王族を除き逮捕の停止、国王の強制借入れの廃止、貴族が支払うある種の「上納金」の減免、プレヴォ管区の租税取立請負制度に関する先年の法令の確認、租税収益の公庫への供託（その鍵は教会・貴族・ブルジョアがそれぞれ所有する）がそれである。

パリの市民たちは一三二八年のフランドル戦争のための援助金いらい、フィリップ六世の度重なる戦時課税の提供に倦み疲れてきており、同時に国王課税の承認を次第に明確な彼らの権利の保証とひきかえにすることを望むようになってきていた。こうした事情が、四七年の三部会へのブルジョアジーの同調となつてあらわれたと考えられる⁽¹²⁾。

ところで、一三四七年の諸身分の動きは、この年におけるノルマンディー公（未来のジャン王）の政治の舞台への復帰と、少なくともある点では軌を一にしていた。この王権の世継ぎが政治から遠ざけられていた間は、如何なる身分制議会の集会も見られないのに、彼の登場は地方三部会、とりわけセーヌ北部地方のその活動の再開と一致していたのである。そしてノルマンディー公は、この年の末から国王顧問会の改革にのりだすのである⁽¹³⁾。国王顧問会はラン司教 Hugues d'Arcy や、コルビー修道院長 Hugues de Ver の主導下に、この頃から活潑な活動をはじめが、そこで注目されるのはあらたなメンバー、とくに貴族——Mathieu de Trie, Geoffroy de Charry, Amaury de Meulan など——

が *conseil secret* の座についたことである。そしてこれら新加入者は基本的に王国の北部及びイール・ド・フランスの出身であり、その多くは以前政府の官職についたことはなかった。また古いメンバーの中では、高等法院系の者が、会計院系の者に優越してゆく⁽¹⁴⁾。

こうして一三四七年の末に、ノルマンディー公ジャンと王国の諸身分との間に存在したと思われる協調の成果は、一三五一年二月の三部会までもちこされる。もともと一三四九年から五〇年の期間は、休戦と黒死病により、政治活動が相対的に沈滞したことも事実であらう。

(2) 一三五一―五六年の政治情勢

ジャン・ル・ボンは一三五一年二月、*langue d'oc* 及び *langue d'oïl* の三部会を召集することによって、その治世をひらいた。当時対イギリス戦争再開の気運に面して、王国の財政上の必要は緊急化していたのである。*langue d'oïl* の三部会は、代表が完全な権利を委任されていなかったためか、あるいは故意にか、決定的な保証を与えることを留保し、ただ単に原則上の議決をしたにとどまった。従って課税実施上の困難な問題が未解決のまま残され、国王委員が貴族や聖職者や王領都市と、援助金を徴収するに当つての条件や、その性質や、分担額をとりきめるために、地方に派遣された。こうしたやり方は時間の損失であるばかりか、地方の抵抗を容易にした。地方三部会は異議を唱え、将来に厄介な問題を残すような国王側の譲歩を条件にしてしか、あらたな課税を承認しようとはしなかった⁽¹⁵⁾。

このような危機に対処するために、ジャン王は国王顧問会を召集する。この時はとくに西部とパリ地方出身のメンバーが列席し、又貴族の数は聖職者のほぼ二倍になっている(前年の一三五〇年には両者はほぼ同数であった)。三部会の非協力から、国王は一族の者や、常連の顧問官を寵遇する。顧問会の主導的メンバーである *Pierre de la Forêt*, *Simon de Bucy*, *Renaud Chauvel* らは、多年にわたり特別に重要な地位を占めつづける⁽¹⁶⁾。

この時期の主要な政治的事件としては、一三五〇年末、スペイン王族でフランスの軍司令官(cométable)たるシャルル(Charles de la Cerda)へ対し、ナヴァール王フィリップ・デウルウ(Philippe d'Évreux)の世継ぎのものと考えられていたアングレーム(Angoulême)伯領が贈与されたことから、ジャン王の従弟にしてナヴァール王たるシャルル・デウルウ(＝シャルル・ル・モーヴェ)とフランス王との間に衝突がおこる。しかしこれは、王女ジャンヌとシャルル・デウルウとの結婚(五二年二月十二日)、並びにシャルル・ド・ナヴァールのラングドックの副王への任命(五一年)によって、一時解決される⁽¹⁷⁾。然しそれから三年後、一三五四年、スペインのシャルルの暗殺という突発事件は、シャルル・モーヴェとジャン王の不和を決定的なものにし、顧問会の活動のあらたな時期がひらかれる。とは云え、エドワード三世とナヴァール王との同盟を阻止するために、国王側の譲歩が余儀なくされ、スペインのシャルルの殺害は宥され、シャルル・ル・モーヴェは曾て要求していたすべてのものを獲得した⁽¹⁸⁾。

一三五四年の顧問会では、ブローニュ^{カイディナル}の枢機卿が重要な影響を及ぼしていたが、新加入者のメンバーの主たる者はバロン層と将軍たちである。彼らはイール・ド・フランスの出身ではなく、王国の北部、ついでこれより劣るが、東部、中部の出身である。一方ブルジョアジー、とくにパリのブルジョアジーは、もっぱら王族や王の側近にのみかわつていたこの危機の圏外にあつた⁽¹⁹⁾。こうしてフランス王とナヴァール王の緊張関係にともなう危機は、解決されないまま下火になつていった。

*

一三五五年秋、イギリスとの戦争が再開され、国庫の欠亡を補うため、ジャン王は二月二日、langue d'oïlの三部会をパリの高等法院の大会議室に召集した。この時三部会は、年間三万人の軍隊の維持費を約束するが、それには五五〇万リーブルの巨額の費用を必要とした。この承認の代りに三部会は行政のあらゆる面における根本的改革を要求する。必要に迫られていたジャン王はすべてを認め、同年二月二八日の勅令を公布した⁽²⁰⁾。

この勅令の内容は、R・フオーティエらによれば、次のようなものである。すなわち、先ずリーブルあたり八ドニエの商品課税、並びに塩税^{ガベル}が設定されること。その徴収方式については、三部会によって任命された正廉で支払能力のある人物が割当てを行ない、且つ徴収を監督すべきこと。これらの人々の上に、各身分あたり三人の割合で、計九人の (*généraux et super-intendant*) が三部会によって任命され、彼らは徴税にかかわる係争事件の処理に當るべきこと。直接の収税業務は各地方三部会によって選出された収税吏によって行なわれるべきこと。次に、一三五六年三月一日に『与えられ、割当てられるべき課税の計算書を審議し、承認するために』三部会が召集されるべきこと、さらに一三五六年一月三〇日に軍事上の行動についてあらためて協議するために、三部会が開かるべきこと。若し『他の戦争』が行なわれるなら、三部会の審議が適正な援助金の徴収に先行すべきこと。『陪臣召集令』(*arrière-ban*) は『純粹且つ明白な必要の場合に限り』三身分の多くの代表から成る顧問会によってのみ布告さるべきこと。最後に、軍隊を組織し、点呼ないし閱兵をうけ、戦士に支払う者は九人の *super-intendants* のメンバーたるべきこと。以上である。

結局この勅令は、国王の臣下の援助金を徴収するに当って、過度の「強制収用」を行使しようとする国王官吏に対する一種の「抵抗権」を認めたものと云える。こうして一三五五年の三部会は、王政そのもののコントロールを獲得したとは云えないにしても、王権に対して承認した課税については、きびしいコントロールを獲得したことは認めなければならぬ。

こえて一三五六年三月の三部会において『聖職者、貴族、その他が属するそれぞれの身分のすべての者』は、あらゆる商品につきリーブルあたり八ドニエの課税を支払うべきこと、並びに塩税は王国全体に拡大されるべきことを承認しなければならなかった。然し、ナヴァール王シャルル・ル・モーヴェ、及びアルクール (*Harcourt*) 伯ジャンによってかき立てられた抵抗は、ピカルディ、アルトア、ノルマンディーにおいて烈しく、このため三部会は塩税を廃止し、所得税に変更した。⁽²⁾ 同年五月臨時に召集された三部会では、三月に票決された援助金の集まりが悪かったため、

あらたな形式の課税を決め、同時に前年一二月の勅令で約束された規定が履行されるように注意を喚起している。一方国王は、この時の議会で票決された援助金の額が、要求額にはるかに及ばぬものであることが証明されたため、貨幣改鑄にあらたな財源を求めることを余儀なくされた。⁽²³⁾

こうして三部会は、やがてその上にかかってくる重大な役割を無意識の中に準備したのである。カタストローフは、諸身分の代表が再会を期した十一月三〇日以前にやってきた。

(3) 一三五六―五八年の顧問会と「パリの革命」

王政府と三部会との亀裂、国王側近の顧問官の無能力、シャルル・ル・モーヴェの逮捕と投獄、アングロ・ナヴァール同盟の成立と深まっていた危機は、一三五六―五八年九月一九日、ポアティエの敗戦と、エドワード三世の王子黒太子によるジャン王の逮捕というカタストローフを迎えた。⁽²⁴⁾

国王代理となった王太子シャルルは一月一七日、パリの高等法院大会議室に *langue d'oïl* の三部会を召集した。この時の代表の数は八〇〇人を超え、各種の問題を審議するには数が多すぎたので、三身分の中から八〇人の委員がえらばれた。この委員会が議会の承認を得て起草した改革計画は三つの基本的要求から成っている。すなわち、七人の国王顧問官の解任、シャルル・ド・ナヴァールの釈放、並びに三部会から採用される二八人の国王顧問官（司教四人、騎士十二人、ブルジョア二人）の任命がそれである。⁽²⁵⁾

因みに R・ドラシユナルによれば、この時解任を要求された七人の顧問官は、大法官 *Pierre de la Foret*、高等法院長官 *Simon de Bucy*、ジャン王の侍従長 *Robert de Lorris*、財務官、会計院長官を歴任した宮中官 *Nicolas Brague*、パリのブルジョア出身の財務官 *Enguerrand du Petit-Cellier*、同じくパリのブルジョア出身の造幣局長官兼王室会計院長 *Jean Poilevin*、軍事財務官 *Jean Chauveau* (Chauvel) である。⁽²⁶⁾ 議会のこの告発は、たとえ政治情勢や個人的怨

恨に帰せられる役割が如何に大きかろうと、あきらかに根柢をもつものと云えよう。

このような要求は『ロベール・ル・コック (Robert le Coq) に対する起訴状』からも知られるように、フランス王国の全行政機関、すなわち顧問会、会計院、高等法院を掌握し、軍事行動、財政管理をもその監視下におこうとする三部会の意図、いわば一種の「議會王政」への志向を背後にもつていたのである。

王太子シャルルと三部会の対立は未解決のまま、この革命的動きは、翌一三五七年二月～三月の三部会にもちこされる。この間、パリは王太子がメッツに旅行して不在の間に、貨幣価値の下落というあらたな問題に激昂していた。というのは、三部会からもパリ市会からも援助金を獲得することのできなかった王太子が、彼の父や祖父がやったのと同じように、貨幣の悪鑄によって不足な財源を手に入れようとつとめたからである。この時パリの商人ギルド長官エティエンヌ・マルセルは、新貨幣の流通を禁止するという革命的手段をとる⁽²⁷⁾。

議會は三月三日、王太子(『ノルマンディー公』)と二人の兄弟、アンジウ伯とポアティエ伯臨席の下に、ロベール・ル・コックの演説で公式に開会された。三部会は良貨への復帰を約束させると共に、あらためて国王の悪政を非難し、国王の寵遇を得た顧問官の責任を追求し、ForetやSimon de Bucyなど二人の高官の免職と、三部会からえらばれた査問委員によつて留任に値すると判断された者は除くという留保つきで、すべての国王官吏の処分を要求した⁽²⁸⁾。こうして三部会は五六年一〇月の提案を再生させると共に、かかる条件の下で、特別税の方法で、三万の軍隊を維持する旨を約束した。さらに、復活祭後の第一月曜日にあらためて集会する他、翌五八年の三月一日まで尚二回の会期をもつことを決め、議會活動の恒常性を確保しようとした⁽²⁹⁾。

王太子はすべての点において譲歩せざるを得ず、同日づけの勅令は三部会の請願に法的効力を与えた⁽³⁰⁾。みられるように、五六・七年の政治改革において、三部会が全力を傾注したのは、国王顧問会の再編成であったことは云うまでもない。ミシュレはこの変革を評して、次のように述べている。『王太子が署名することを余儀なくされた一三五七年

の大勅令は、まさに一の改革以上のものである。それは一撃の下に政体を変えた。それは行政権を三部会の掌中におき、王政を共和国に変えた。それは民衆に政権を与えた』と。⁽³¹⁾

一見ただけでこの表現が大げさすぎることはあきらかだが、基本的発想法においても誤ってはいないだろうか。たしかに、三身分によつて承認された三六ないし三四人のメンバーからなる顧問会——それはあらゆる権力をその手に集中している——を王太子に強いたということは、やはり一の革命といつてもよいであろう。然しこの顧問会のメンバーの中、あらたに三部会がえらんで加入せしめた者の数は余り多くなく、せいぜい六、七名といったところである。すなわち、聖職者の代表としてはランス大司教 Jean de Craon、ラングル司教 Guillaume de Poitiers、貴族の代表としては Jean de Picquigny、ブルジョア代表としてはアミアン出身の Friminde Coquerel、ルーアン出身の Vincent de Vauricher、その他身分不詳の Pierre le Musy, Jean Barrault といった人たちである。⁽³²⁾ 換言すれば、三部会は国王顧問会という制度そのものを決して白紙の状態にしたわけではない。これまで王国行政の基本的任務を担ってきたこの機関に、人民投票から生まれる完全な議会権力を代置しようとしたわけではない。純粹な意味における三部会の代表的要素は、わずかに顧問会に導入されただけである。若しエティエンヌ・マルセル自身が顧問会に地位を占めることに成功したなら、あるいはそれを望んだなら、事態は異なっていたかもしれない。⁽³³⁾ 然し彼はむしろ必要な時には、直接王太子に圧力をかける途をえらんだかに見える。彼の意図した政治的プログラムは不透明であるが、結果から判断するなら、この変革はある意味で、国王顧問会が本来もっていた筈の二重性格（行政的性格と代表的性格）を回復させたものと云えるであろう。そしてその意味において、改革の主体・方法は異なるにせよ、その方向は、一三四六年の政治改革の延長線上にあったとも云えるであろう。

*

一三五七年五月いらい顧問会の活動は減退し、同時に政治改革の規模もダイナミズムも退潮する。この時期には三

つの顧問会が存在した。すなわち、三月十八日ボルドーでの休戦条約のち、イギリスに連行されたジャン王は、彼と同様な囚人や、大法官 *Pierre de la Forêt* や *Gille Aycelein* のような亡命者から成る顧問会によって輔佐されていた。一方五月いらいパリを脱出した王太子は、三部会に忠実な者を除いた顧問官を周囲においていた。勿論顧問会の伝統的座であるパリにおいては、会計院や高等法院とならんで常置された第三の顧問会があり、玉璽に代る印璽を用いる権利を保持していた。⁽⁴³⁾

一三五七年末の顧問会の活動の再開は、王太子シャルルの強いられた和解、マルセルとピキニイの謀らいによるシャルル・ル・モーヴェの脱走、並びに五八年二月二日及び一日の三部会の動きに対応する。この時の三部会は、王領都市 (*Bonne ville*) の代表と、若干の聖職者から成り、貴族は出席していない。一旦集まったシャンパーニュやブルゴーニュの代表も急ぎ帰国している。「パリの革命」を民主主義的・愛国主義的民衆運動として把えようとする R・ヴィオレは、この時点に貴族と民衆の決定的断絶を求めた。すなわち、彼によれば、ポアティエのちフランスには二つの党派——イギリスとの戦争をあくまで貫こうとする民衆とその指導者、敗北主義的な平和を求める王太子と貴族層があつた。そして当時、イギリスとの間の休戦期間が切れようとするに当って、王国は戦争を再開するか、尚も屈辱的平和に甘んずるかという深刻な問題に直面していた。この重大な時期に王太子シャルルは、艦隊司令官 *Enguerran Quieret* を解任し、代りにイギリスにあつた囚人 *Aubigny* 侯を任命した。パリのブルジョアジーが最初の実力行動にでたのは、まさにその翌日であつた——と。⁽⁴⁴⁾

こうした憂慮すべき情勢にもかかわらず、二月の三部会はかなり重要な決定を行なっている。この時の勅令(それは一つを除いて、写しの全部が消失してしまったので長い間識られなかった)によって判断すると、三部会は前年の政治改革で追放された二人の顧問官に対し、断乎たる態度を維持したばかりでなく、敵に役立ただけの防禦できない小城塞の取壊しを要求し、とくに地方三部会の開催を禁止することによって、王太子の企図を未然に打ち挫こうとした。⁽⁴⁵⁾

二月二二日の有名なパリの暴動のち、恐怖におそわれた王太子は、エティエンヌ・マルセルの影響下にあるパリの顧問会を承認し、彼及びその一党と共同統治することを装った。すでにジャン王はイギリスからの支配を断念し、もはや一つの顧問会しか存在しない。こうして二月二二日のち、政権は三部会の代表の手に移り、Grand Conseilの最後の肅正が行なわれる。すなわち若干の主要なメンバーが追放され、『三部会によって任命された三名ないし四名のブルジョア』が、それに加せしめられた。『それらすべてのことを、わが君ノルマディー公（＝王太子）は、彼らに譲歩した』と、『大年代記』はメランコリックに繰返している⁽³⁷⁾。そして五八年三月にはこの顧問会の活動は頂点に達する。

ところで、一見奇妙なことには、三月一日を除くと、ブルジョアジーはこのもつとも革命的な顧問会に出席していない。聖職者はランの司教 Robert le Coq、ノルマンディーの大法官 Jean de Doms、アミアンの司教会員 Mathieu de Piquigny のような人々によって代表されていたが、その数は貴族にくらべはるかに少数である。一方貴族は聖職者の約四倍にも達しているのである。従つてこれらの貴族とパリ市との間には、当時敵対的な関係はなかったとみてよい。むしろエティエンヌ・マルセルらは、こうした改革派の貴族に大いに期待をよせていたように思われる。つまり彼らは決して革命のまきぞえであつたのではなく、むしろ主導的要素でさえあつたと云えよう⁽³⁸⁾。その意味で、先述のヴィオレの見解は、かなり一面的であると云わざるを得ない。パリ革命の社会構成の問題は本稿の主題ではないが、ここには一階級の他の階級に対する闘争、ブルジョアの貴族に対する闘争という図式は認められない。貴族はブルジョアと共に、二つの陣営に分裂していたのである。

王太子のパリからの脱走（四月末）以後の諸事件、すなわち、コンピエーニュの反パリの三部会、ジャッケリーの敗北、エティエンヌ・マルセルのシャルル・ル・モーヴェエへの接近と、後者のパリ放棄といった一連の動きの中で、貴族とパリのブルジョアジーの和解は終るのである。マルセルの計画が彼らのものではなかったことが明瞭になったと

き、貴族の大部分はナヴァール王から分離し、マルセルを敗北にいたらせる。⁽³⁹⁾

マルセルの殺害（四八年七月三一日から八月一日にかけての夜）以前から、すでに政治情勢を支配していた王太子シャルルは完全に復権し、五七年三月に解任を余儀なくされた二人の顧問官を再びその地位に復せしめた。然し一方で彼は顧問会の改革を行なっている。すなわち、恵与、恩寵、官位、及び『王領地と財政に関するすべてのことがら』は、王太子臨席の下に、顧問会において審査されねばならない。国王の勅書は顧問会に列席しているメンバーの少なくとも三人によって副署されなければならない。こうした処置は、当面世論を満足させるための賢明な配慮にすぎない。このち国王顧問会の支配者となった王太子の権力を妨げるものはや存在しない。一五世紀のはじめ頃には、顧問会の開催数も権限も会期も次第に制限され、そのメンバーの選出も完全に国王に委ねられるまでに至る。⁽⁴⁰⁾——ここにわれわれは、一四世紀中葉の政治危機の重要な一つの帰結を見出すのである。

註

- (1) 言うまでもないが、当時の三身分の集会は、全国土にわたって有効なものと考えてはならない。行政上実用的な区分をしようとする配慮は、地方的な便宜性の考慮と相まって、個別的な地方に限定された集会を別としても早くから *langue d'oïl* の三部会と *langue d'oc* のそれとを別々に召集する慣習があらわれた。加えて、それらの集会への王領外の地方の参加はきわめて浮動的であり、そうした点を考えるなら、たとえ三身分の代表が社会的に一の「総合」を実現したかに見えても、字義通りの「全国三部会」という表現は不適当と云わねばならぬ。この点については、尚 *E. Chénou, op. cit., p. 881* 参照。
- (2) *R. Cazelles, La société politique...*, p. 428.
- (3) *R. Cazelles, Les mouvements révolutionnaires...*, p. 304-305.
- (4) *R. Cazelles, La société politique...*, p. 178-179.
- (5) *Les grandes chroniques de France*, éd. Viard, t. IX (1328-1350), 289 は、三修道院者の登場を次のように描いている。
« Environ la feste saint Martin d'iver, l'abbé de Saint Denis, l'abbé de Meremoustier et l'abbé de Corbie furent establis tresorsiers du roy de France » (cit., *Ibid.*, p. 179).
- (6) パルルマンが特権的地位を保証されたことに關しては、一三四七年五月一三日、フィリップ六世がパルルマンのメンバーの任命

- に於ては、他のメンバーの承認を得なければならない旨を約束した次のような史料がある。《Selonc la dite ordenance ceux qui y doivent estre mis nous doivent estre tesmoigniez par vous estre suffisans》A. Guillois, *Recherches sur les maîtres des requêtes de l'hôtel des origines à 1350*, 1909, p. 279.
- (7) R. Cazelles, *La société politique...*, p. 181.
- (8) 《Un pou apres qu'il [les abbés] orent laissie ledit office, trois evesques et trois chevaliers furent adjoins avesques euls; et ainsi furent fais recteurs, gouverneurs et conseilliers et tout le royaume de France》, (*Les grands chroniques*, op. cit., 289-cit., Ibid., p. 189).
- (9) Ibid., p. 189-191.
- (10) F. Lot et R. Fawtier, op. cit., p. 562.
- E. Perroy, *La Guerre de Cent Ans*, 1945, p. 96.
- (11) こうした「通例」への直接的呼びかけは、エタ・シエネローが反抗的であった時に、王権が頼った通例的方法である。この点については P. Viollet, op. cit., p. 207-208 参照。
- (12) R. Cazelles, *La société politique...*, p. 224-226.
- (13) Ibid., p. 214-215, 226.
- (14) R. Cazelles, *Les mouvements révolutionnaires...*, p. 306.
- (15) R. Delachenal, *Histoire de Charles V*, t. I, p. 120.
- (16) R. Cazelles, *Les mouvements révolutionnaires*, p. 306-307.
- (17) R. Delachenal, op. cit., p. 81-82.
- (18) Ibid., p. 83-85.
- (19) R. Cazelles, *Les mouvements révolutionnaires...*, p. 307.
- (20) この時の三部会において、聖職者を代表した演説家はランスの大司教 Jean de Craon、貴族のそれは Athènes de Gautier de Brienne、都市のそれは有名な商人ギルド長官 Etienne Marcel で、彼は一二五四年以来その職についていた。R. Delachenal, op. cit., p. 121.
- (21) Ordonnance, t. III. p. 19-37. cit., F. Lot et R. Fawtier, op. cit., p. 563-564.
- (22) R. Delachenal, op. cit., p. 139-140.
- (23) F. Lot et R. Fawtier, op. cit., p. 564.
- (24) E. Perroy, op. cit., p. 105-106.

- (25) R. Delachenal, op. cit., p. 254-259. なおこの時の八〇人という委員の数については異説もあり、Chronique des régnes de Jean II et de Charles V, t. I, 77 によれば凡そ五〇人と云われる。Jacques d'Avout, Le meurtre d'Étienne Marcel, 1960, p. 58.
- (26) R. Delachenal, p. 254-255. 然し、この時告発された者が七人に限定されていたかについては異説もあり、この他に会計院長官 Amaury Bragus、財務官 Bernard Fremaut を加える者もある。J. d'Avout, op. cit., p. 61.
- (27) R. Delachenal, op. cit., p. 262.
- (28) J. d'Avout, op. cit., p. 98. によれば、この時あらたに解任を要求された高官は、請願審理院長官 Jaen Chalemart、高等法院長官 Pierre d'Orgemont、戦時財務官 Jacques Lempereur、司教座教会長老 Étienne de Paris、王室請願審理官 Pierre de la Charité 及び Ancel Choquart、請願審理院顧問 Jean Teupin、国王秘書官 Robert de Préaux、高等法院国王弁護人 Regnaud d'Acy、会計院長官 Jean d'Auxerre、王太子侍従 Jean de Béhaigne、ノルマンディー公監審頭 le Borgne de Veausse, Falaise 修道院長兼請願審理院長官 Renaud Meschin、ノルマンディー公の掌酒子 Geoffroy le Masurier の一四人である。なお、国王官吏の処分要求に対して、一三五七年三月の勅令は、その第一章において、次のように答えている。(Et par exprès se fera par la manière que dessus, certaine ordenance de nombre de gens qui tenra à toujours en la Chambre de Parlement, ès enquestes, ès requestes, et des notaires, secretaires, sergens, et huissiers d'armes et autre officiers) Ord., III, 131 (art. 14)
- また、その他に三部会が要求した良貨への復帰については、同じく第一章において、《de telle taille, de tel alloy et tel cours ou mise comme par les troiz Estas est conseillé, et comme il appert plus à plain par certaine instruction sur ce faicte de nostre commandement, laquelle est pardevers le prévost des marchans》という仕方、良貨を約束している。Ibid., (art. 15).
- (29) R. Delachnal, op. cit., p. 293-303.
- (30) Ordonnances, t. III, p. 124-146. F. Lot et R. Fawtier は、この三部会自ら起草した「改革の記念碑」とも云うべき勅令の意義を次のように要約している。すなわちそれは、(1)三部会は『必要のある場合には』そして『我々の主君のいかなる勅書ないし布告なしに』年に何度も集会所を得ることを予め規定し、(2)三部会によって選出され、王太子によって任命された改革者によって行なわれる王国の全般的改革を意図し、(3)三部会の承認が、王国の敵と結ばれるすべての休戦にとって必要なものであることを宣言し、(4)最後に良貨の確立を決定し、あらゆる改鑄は、今後三部会の承認によって条件づけられることを附加している。(op. cit., p. 566).
- (31) J. Michelet, Histoire de France, t. III, p. 247.
- (32) R. Delachenal, op. cit., p. 305.
- (33) J. d'Avout は三部会があらたにえらんで顧問会に加入させた者の名をあげたのち、それは余りに少ないが、若し、これらの名前に、国王顧問会の改革の推進者とも云える、ラン司教 Robert le coq、パリ司教 Jean de Meulan 並びにその兄弟 Amaury を、

さらに、自己の進路に忠実で、政治的仲裁者た然んとすることに関心をもち、パリのブルジョアの維持に心を傾けた商人ギルド長官（エティエンヌ・マルセル）を附加するなら充分であろうと述べる。そして Grand Conseil の任命に、かかる選挙の原則がひそかに介入したことは、あきらかに三部会にとって成功であったが、それにもかかわらず、いかなる転換も生じなかったこと、すなわち、結局のところこの処置は例外的なケースに帰せられ、将来にわたって国王顧問官の任免制度を少しも変えるものではなかったと結論づける。（*op. cit.*, p. 105-106）

- (34) R. Cazelles, *Les mouvements révolutionnaires*, p. 307-308.
- (35) P. Viollet, *Histoire des institutions politiques*, t. III, p. 214-215.
- (36) R. Delachenal, *op. cit.*, p. 353. F. Lot et R. Fawtier, *op. cit.*, p. 567.
- (37) Gr. Chr., VI, 91-92, (*cit.*, R. Delachenal, p. 364-365).
- (38) R. Cazelles, *op. cit.*, p. 308.
- (39) J. d'Avout, *op. cit.*, p. 166 et s. R. Delachenal, *op. cit.*, p. 377 et s.
- (40) F. Lot et R. Fawtier, *op. cit.*, p. 81.

四、結 び

本稿においてわれわれは、「国王顧問会」という、初期ヴァロア朝時代のもっとも枢要な中央政府機関をとりあげ、その性格を政治・社会学的観点から分析し、あわせてそれが一四世紀中葉の「政治危機」の過程を通じて、どのように変質していったかを、全国三部会との対応関係において考察した。

ごく簡単に要約するなら、「国王顧問会」という、このきわめて経験主義的な柔軟な政治制度は、一方で行政の執行機関としての性格をもち、他方で身分ないし地方を代表する代議的性格をもち、かかるものとして、フィリップ・ド・ヴァロアやジャン・ル・ボンのもとで国王の輔佐機関としての役割を果たしてきた。これに対し、身分制議會会Ⅱ全国三部会は、顧問会の行政的性格への傾斜にたえず不満を表明しながらも、他面それ自体「全国的規模に拡大された顧問会」という性格をとどめていた。そしてその限りにおいて顧問会と三部会はヴァロア王政を支える二本の柱として機能することができたのである。然し、一四世紀中葉の危機の過程を通じて、それぞれの機能の歪み、本来の役割からの逸

脱は、しだいにはげしくなる。一三四六年の国王の側からする政治改革も、結局はその趨勢をおしとどめることはできず、一三五六年のポアティエのち、「パリの革命」においてついにその頂点に達する。この危機を克服したシャルル五世は、一方では行政権を王権の側に集中し、他方ではパリの全国三部会よりも、むしろ地方議會に王権の支持基盤を求めるようになる。こうして早熟的な「議會王政」へのチャンスは、フランスでは完全に失なわれたのである。

もはや云うまでもないことであるが、「王政」は直ちに「王權」とイクオールではない。王政自体の中にふくまれていた身分制的要素を確認できるなら、それで本稿の目的は一応達せられたことになる。それ故、中央集権化のプロセスを考える場合にも、ここではふれることができなかったところの王權による地方行政の掌握と並んで、中央行政自体の全機構的な構造改革が前提されなければならないのである。そしてその実現は、のちに次第に結晶化されてゆく絶対王政の「理念」——その「現実」ではなく——においてのみ可能だったのではなからうか。

本稿は、昭和三十六年度、三十八年度文部省科学研究費による総合研究『西洋国制史上における身分制の意義』の筆者の分担研究の一部である。